

災害ボランティア・NPO協働推進ニュース

発行：東京ボランティア・市民活動セクター(TVAC) / 災害協働サポート東京(CS-Tokyo)

【問合せ】TVAC災害協働推進担当 03-3235-1171 saigai@tvac.or.jp

Vol.01 発行日:2025年7月24日(木)

TOPICS :

- 1 災害対策基本法等が一部改正
- 2 被災者援護協力団体の登録制度がスタート

1 災害対策基本法等が一部改正

◆改正されたのは「災害対策基本法」と「災害救助法」

2025年5月28日に参議院本会議にて「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が可決され、災害対策基本法と災害救助法が改正されました(7月1日施行)。

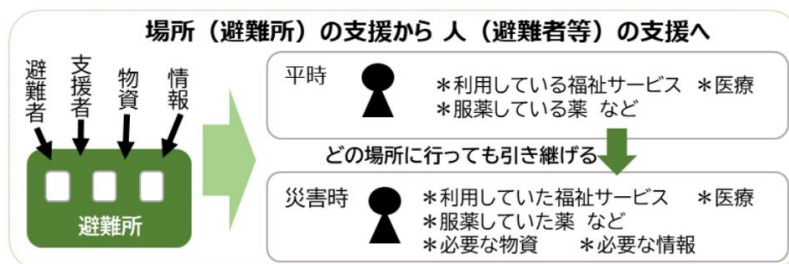
『災害対策基本法』は、災害時に国土や国民の命と体や財産の保護を目的として制定された法律。例えば、平時からの避難所の指定や各市町村の「地域防災計画」の策定も災害対策基本法が根拠となっています。

一方、『災害救助法』は、国が応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に制定された法律。災害対策基本法と違って、災害が発生した後の救助に特化されています。例えば、避難所の設置や仮設住宅の供与などがそれにあたります。

直接的な法改正のきっかけは令和6年能登半島地震ですが、それ以前より、様々な団体が被災者支援の実態に合うよう法改正について訴えてきていたことも併せて指摘しておきたいと思います。

◆「場所(避難所)」から「人」への支援へ

改正のポイントは「場所(避難所)の支援」から「人の支援」へと考えた方が大きく転換されたことです。例えば、これまでは避難所という場所への支援だったのが、避難者という人への支援というように変わりました。主な変更は下記のとおりです(TVAC 整理)。



- ①被災者援護協力団体(登録制度)の創設
- ②国が行うボランティア参加促進について記載
- ③「福祉サービスの提供」の位置づけ
- ④行政による物資備蓄状況の公表(年1回)
- ⑤広域避難者に関する自治体間の情報提供義務

この5つの中でも大きな変更は、①の登録制度と③の「福祉サービスの提供」の位置づけの2つと言ってよ

いでしょう。

①の登録制度は、次の TOPICS で解説します。

③の「福祉サービスの提供」についてみていきましょう。そもそも災害救助法には「避難所の設置」「仮設住宅の供与」「医療・助産」など 13 の救助メニューが用意されています。救助の実施主体は都道府県(※救助実施市を除く)で、上記 13 の救助にかかった経費は都道府県が最大 100 分の 50、残りを国が負担するという設計になっており、市町村の費用負担はありません。今回の改正では、そのメニューの 1 つに「福祉サービスの提供」が加わった形になります。

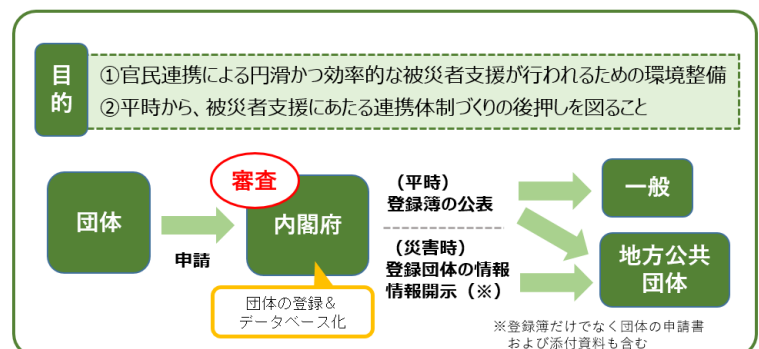
さらに、災害対策基本法第八十六条の七では、新たに「やむを得ない理由で避難所に滞在することができない被災者」に対しても福祉サービスの提供ができる旨が記載され、車中泊の避難者や在宅避難者に対しても福祉サービスが提供できるようになりました。

これらの改正により、例えば、これまでは福祉の専門職等で構成される DWAT(災害福祉支援チーム)が他県から支援に入っても、避難所にいる被災者の支援しかできなかったものが災害救助法の枠組みで車中泊の避難者や在宅避難者へも支援が可能になりました。DWAT では、予め支援内容が決まっているわけはありませんが、今後は、ボランティア・NPO による支援との連携・調整がより求められることが想定されます。

2 被災者援護協力団体の登録がスタート

上記の法改正の目玉の一つが被災者援護協力団体の登録制度です。法律の施行に合わせ、7 月 1 日から制度が開始しています。なお、制度の開始まで時間がない中で、NPO 側からは内閣府に対して本制度の説明や意見交換会を申し入れ、数回、意見交換の場がもたれました。

登録制度の目的は、①官民連携による円滑かつ効率的な被災者支援が行われるための環境整備、②平時から、被災者支援にあたる連携体制づくりの後押しを図ること、の2つとされています。



◆被災者援護協力団体は、国や自治体が行う支援への協力団体という位置づけ

では、被災者援護協力団体とはどんな団体なのでしょうか。災害対策基本法では、被災者援護協力団体を「国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であつて、次の各号のいずれかに該当する業務を行う…(中略)…団体」としています。業務とは次ページの①～⑦の通りです。

被災者援護協力は単なる被災者支援ではなく「国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力」であることが一つのポイントです。被災者援護協力団体になるには、内閣府に申請書を提出し、審査を受けます。審査が通れば内閣府にて登録され、団体名や代表者名などが記された登録簿が公開される流れです。なお、登録を受けた団体が上記の業務を行う場合は、内閣府から支給される腕章をつけるなどして登録団体であることを明示することになっています。被災者援護協力団体になることで、被災自治体からの信頼性が増すこ

とつながり、官民連携がスムーズになり、効果的な被災者支援の可能性が高まることが予想されます。

- ①避難所の運営
- ②炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物の除去
- ⑤被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供若しくは助言
- ⑥ボランティアの受け入れの実施に係る連絡調整
- ⑦前各号に掲げるもののほか、被災者の援護を図るために必要な協力の業務

一方、登録制度は、あくまでも団体と被災地の行政との連携促進が目的であり、登録しない団体に制限がかかるものではないこと、また、登録されたことだけを理由に特別な認可や権限を付与するものではない旨について内閣府から関係団体等に助言することが明記されています。助言内容としては、登録団体のみ限定で各種情報提供を行わないことや登録団体であることのみをもって行政から業務委託は行わないことなどが考えられますが、内閣府が行うのは助言であり、実際の部分においてどの程度、登録団体と登録していない団体に差が出てくるかは未知数です。

◆登録制度で気を付けたい点は…

また、この登録制度で気をつけたいことが2点ほどあります。1点目は、都道府県知事は、被災者援護協力団体に対して救助への協力命令ができるとありますが、想定されているのは真にやむを得ない事態の時のことです。事務取扱要領には「登録被災者援護協力団体の自主的な活動を尊重する必要があるため、…(中略)…命令によらない協力の要請の在り方を検討し、真にやむを得ない場合に命令を発出することを検討する必要がある」との記載があり、無条件での命令ではないものの注意しておきたい点の1つです。もう1点は、登録団体が業務を適切に行っていない場合、内閣府は登録団体に対し、必要に応じて業務を改善するよう指導又は助言することができ、従わない場合は改善命令ができるとされていることです。通常ボランティア活動する中では想定されないことが、登録団体になることで起きる可能性があります。

登録制度の目的自体は歓迎されるものではありませんが、しっかりと登録制度の概要を把握し、登録して活動する場合と登録せずに活動する場合との違いを理解すること、そして、それぞれの団体の性格や特徴に合うものなのかどうかを見極める必要があります。

TVAC／CS-Tokyo では、今後もこの登録制度に関する情報収集を行っていきます。また、TVAC／CS-Tokyo では、登録制度の2つ目の目的である平時からの被災者支援にあたる連携体制づくりを意識し、公表される団体登録簿を活用してネットワークづくりを広げていきたいと考えています。

<参考> 被災者援護協力団体の登録制度

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/dantai-touroku.html>

